

令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第9号説明資料

令和5年2月13日

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3～4

子育て支援課

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正概要

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を踏まえ、規定しています。

この度、放課後児童健全育成事業所における児童等の安全確保の推進や自動車運行時の児童の所在確認、業務継続計画の策定等及び衛生管理の推進について国基準が改正され、令和5年4月1日付で施行されることに伴い、規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 児童の安全確保の推進

ア 安全計画の策定 【改正案 第7条の2第1項】

放課後児童健全育成事業者に、児童等の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修・訓練等の安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずることを義務付けます。

イ 安全計画の職員への周知 【改正案 第7条の2第2項】

放課後児童健全育成事業者に、職員に対して安全計画を周知し、研修・訓練を定期実施することを義務付けます。

ウ 安全計画の保護者への周知 【改正案 第7条の2第3項】

放課後児童健全育成事業者に、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等を周知することを義務付けます。

エ 安全計画の見直し・変更 【改正案 第7条の2第4項】

放課後児童健全育成事業者は、定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更を行うものとします。

(2) 自動車運行時の児童の所在確認 【改正案 第7条の3】

児童の学童施設外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による児童の所在確認を行うことを、放課後児童健全育成事業者に義務付けます。

(3) 業務継続計画の策定等

ア 業務継続計画の策定 【改正案 第13条の2第1項】

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずることを放課後児童健全育成事業者の努力義務とします。

イ 業務継続計画の周知 【改正案 第13条の2第2項】

業務継続計画を職員に周知し、必要な研修及び訓練を定期的を実施することを放課後児童健全育成事業者の努力義務とします。

ウ 業務継続計画の見直し・変更 【改正案 第13条の2第3項】

放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更することを努力義務とします。

(4) 衛生管理の推進 【改正案 第14条第2項】

感染症・食中毒の予防・まん延防止のための措置として、職員への研修・訓練の実施を努力義務とすることを明記します。

(5) 施行日

令和5年4月1日とします。ただし、「2(1) 児童の安全確保の推進」における安全計画の策定等に係る改正については、令和6年3月31日までの経過措置を規定します。

改正案	現行
<p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第15条～第22条 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (安全計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と、「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、「<u>周知しなければ</u>」とあるのは「<u>周知するよう努めなければ</u>」とする。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第15条～第22条 省略</p>